FAX：017-734-8117

E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

 FAX：017-734-8117 E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

 FAX：017-734-8117 E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

 FAX：017-734-8117 E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

青森県知事三村申吾宛て 　　 　　　　　　　　申請年月日　 年 月 日

様式１

**マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書**

あおもり移住支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ | 　 | フリガナ | 　 |
| 法人名 | 印　　 | 法人の代表者氏名 | 　 |
| 本社所在地 | 〒 | 電話番号 | 　 |
| 法人番号 | 　 |

**※添付書類：「現在事項全部証明書」、「主要株主名簿」を添付してください。（株主名簿はみなし大企業の確認に使用します）**

２　申請者に係る確認事項（該当する欄に〇を付けてください）

（１）国が定める共通要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 官公庁等でない（国又は地方公共団体が設立・出資・出えんしている団体でない） | はい | いいえ |
| 資本金10億円以上の法人でない | はい | いいえ |
| みなし大企業でない（大企業等から出資を受けている場合は該当する可能性があります。下記※１をご確認ください。） | はい | いいえ |
| 本社所在地が東京圏（※２）以外の地域又は条件不利地域（※３）にある法人である | はい | いいえ |
| 雇用保険の適用事業主である | はい | いいえ |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない | はい | いいえ |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない | はい | いいえ |

（２）移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。 | 誓約する | 誓約しない |
| ２　マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。 | 誓約する | 誓約しない |

（３）「Aomori-job」掲載について　**※Aomori-jobに求人登録していない場合は、求人票の写しもご提出ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「Aomori Job」に求人登録しているか（県等による代理入力を含む） | あり | なし |

※１　本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人・発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている資本金10億円未満の法人

※２　東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県　　※３　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市除く）をいう。

管理コード（青森県使用欄）：